

協会報 静岡公嘱だより

2019.12 特刊号

新たな令和の時代、公嘱協会は、時代の変化に対応できる組織体制を整備し、社会が求める課題に目を向け、新しい時代においても誰もが安心して暮らせる地域社会を求め、県内全域において広報活動及び事業推進を図ってまいります。



Topics

- ・令和元年度新役員の紹介
- ・焼津市において「登記所備付地図作成作業」を実施
- ・公嘱協会「公開講座」を開催
- ・「用地買収問題シリーズ研修会」を開催
- ・「出前授業」の取組み

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

TEL (054) 203-6833 FAX (054) 203-6841

URL : <http://www.shizukyo.jp/>

E-mail : shizukyo@za.tnc.ne.jp



令和元・2年度役員及び担当委員

理事長・副理事長・常任理事		
役職名	氏名	担当
理事長	安田欣市	
副理事長	木下忠義	業務部担当
副理事長	森道男	総務・経理部担当
副理事長	遠藤護	広報・研修部担当
常任理事	増田博之	総務部長
常任理事	芹澤史人	経理部長
常任理事	小川宗隆	業務部長
常任理事	松本健巳	広報・研修部長

役員業務分掌			
各部	担当常任理事	部員	
総務・経理部	増田博之 芹澤史人		
業務部	小川宗隆	横矢博史 岩田勝己	田中三智也 池谷健
広報・研修部	松本健巳	松島弘明 渡邊良秀	長澤克美 富岡英男

理事長ご挨拶

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 安田 欣市

平素より、静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事業活動につきましてはご理解、ご支援を賜り深く御礼申し上げます。

当協会も昭和61年1月に設立し、平成23年9月29日に内閣府より公益認定を受け、平成23年10月3日「公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」に移行し現在に至っております。

令和という新しい時代を迎え、より一層不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するとともに、官公署が行う不動産の表示に関する調査・測量、登記手続きの円滑な実施を目指してまいります。

我々公嘱協会は、土地家屋調査士の専門的能力を結集し、公益目的事業をとおりて安心して安全な地域社会を築くための一端を担えるよう一層の努力をしております。

これからも、境界にかかる調査・測量、登記の専門家集団として用地境界確定業務及び嘱託登記手続きはもちろんのこと、官民境界査定代行業務、地図整備作業、狭あい道路拡幅整備事業につきましても積極的に推進していくため、社員一丸となり鋭意努力してまいりたいと考えております。

当協会は、今後も地域社会から信頼される公益法人として活動していく所存でありますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

役員ご挨拶

副理事長 木下 忠義

令和元年度の通常総会におきまして、副理事長を拝命いたしました、西遠地区の木下忠義です。

業務担当として、受託契約に関する事項、業務啓発活動に関する事項、情報の収集伝達に関する事項等、担当させていただきます。

引き続き、公益目的事業を中心に、特に地図作成業務の受託体制強化のための活動及び災害復興関連業務についての研究、提案を行いたいと考えております。

そして、業務処理につきまして、業務処理システム、GISの充実を図ります。

測量技術・品質の向上と共に、基本的な業務の進め方につきまして、社員皆様及び発注者の満足度をアップする業務の進め方を考えてまいります。

社員皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

副理事長 森 道男

この度、総務・経理担当の副理事長を仰せつかりました静岡地区の森道男です。

当協会は公益法人の認定を受けてから8年が経ち、公益性が高く、社会から信頼される法人と成るべく活動しております。

更なる公益目的事業の充実を図るため、常任理事の経験を活かし、総務・経理としてどのようなバックアップが出来るか考えながら、協会の運営に努めて参ります。

社員の皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

副理事長 遠藤 護

広報・研修担当の副理事長に選任されました三島地区の遠藤護です。

公共嘱託不動産表題登記に関する研究や公益事業に関する研究、関係諸官庁に対する広報活動の研究や社員に対する研修企画を担当させていただきます。

社員皆様のご理解ご協力により変化する時代に即した協会の発展に貢献したいと思っております。今後共よろしくお願い致します。

役員ご挨拶

常任理事 総務部長 増田 博之

総務部長に選任されました静岡地区の増田博之です。
初めての役員で不慣れな点もございますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら、公益法人としての当協会が円滑に運営されるため尽力したいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

常任理事 経理部長 芹澤 史人

経理部長に選任されました富士宮地区の芹澤史人と申します。
これから2年間、これまで全く縁のなかった公益社団法人の経理という特殊な分野に携わっていくことになりました。
初めての協会役員ということもあり不慣れな点ばかりですが、当協会を現在まで築き上げてきた諸先輩方の志を少しでも受け継いでゆけるように、精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくよろしくお願い申し上げます。

常任理事 業務部長 小川 宗隆

業務部長に選任されました西遠地区の小川宗隆と申します。
業務部では、公益目的事業の一つである登記所備付地図作成作業の推進と品質を向上するために、「地図整備推進室」と「品質管理推進室」の2つの推進室を立ち上げました。
また、推進室活動のみならず、当協会が社会から求められる公益性の高い事業については、積極的に展開していきたいと考えております。
微力ではありますが、協会が官公署の皆様信頼される法人として成長するよう役員として努めて参りますので、皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

常任理事 広報・研修部長 松本 健巳

広報・研修部長に選任されました中東遠地区の松本健巳です。
広報・研修部では、高校生を対象に行う出前授業や、司法書士協会と共催する研修会、また、各媒体を利用した情報発信等により、公益法人としての役割を果たせるよう活動して参ります。
令和2年は、7月31日「土地家屋調査士の日」に、しずおか境界シンポジウムが開催されます。私たち「土地家屋調査士のチカラ」を広く知っていただき、社会に貢献できるよう邁進する所存です。皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

役員ご挨拶

理事 松島 弘明

理事に選任されました西遠地区の松島弘明です。
広報・研修部を担当させて頂く事になりました。不慣れではありますが、公嘱協会に貢献できるように努めてまいりますので皆様のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

理事 横矢 博史

理事として、微力ながら、本協会の発展に力を尽くして参りたいと思います。2年間よろしくお願い致します。

理事 田中 三智也

今回理事に就任しました志太地区田中三智也です。業務部配属です。
よろしくお願い致します。

理事 長澤 克美

この度、理事に選任されました静岡地区の長澤克美と申します。
広報・研修を担当させていただくことになりました。部長を助け、公嘱協会が発展するよう頑張りたいと思います。皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

理事 渡邊 良秀

この度、理事に選任されました富士地区の渡邊良秀と申します。
広報・研修部への配属となりました。部長をはじめ理事の方々と協力し、協会の発展及びPRに貢献できるよう頑張りたいと思います。皆様のご指導ご協力をよろしくお願い致します。

理事 岩田 勝己

理事に選任されました沼津地区の岩田勝己です。
業務部に配属され、地図整備推進室を担当することとなりました。14条地図作成業務の効率化に向け鋭意努力して参りますので、皆様のご指導ご協力をよろしくお願い致します。

理事 池谷 健

理事に選任されました沼津地区の池谷健と申します。
地図整備推進室の担当となりましたので、自分も勉強させていただきながら取り組んで参ります。皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

理事 富岡 英男

理事に選任されました伊豆地区の富岡英男です。
広報・研修の配属となりました。
協会のため、地区のために全力で頑張りたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

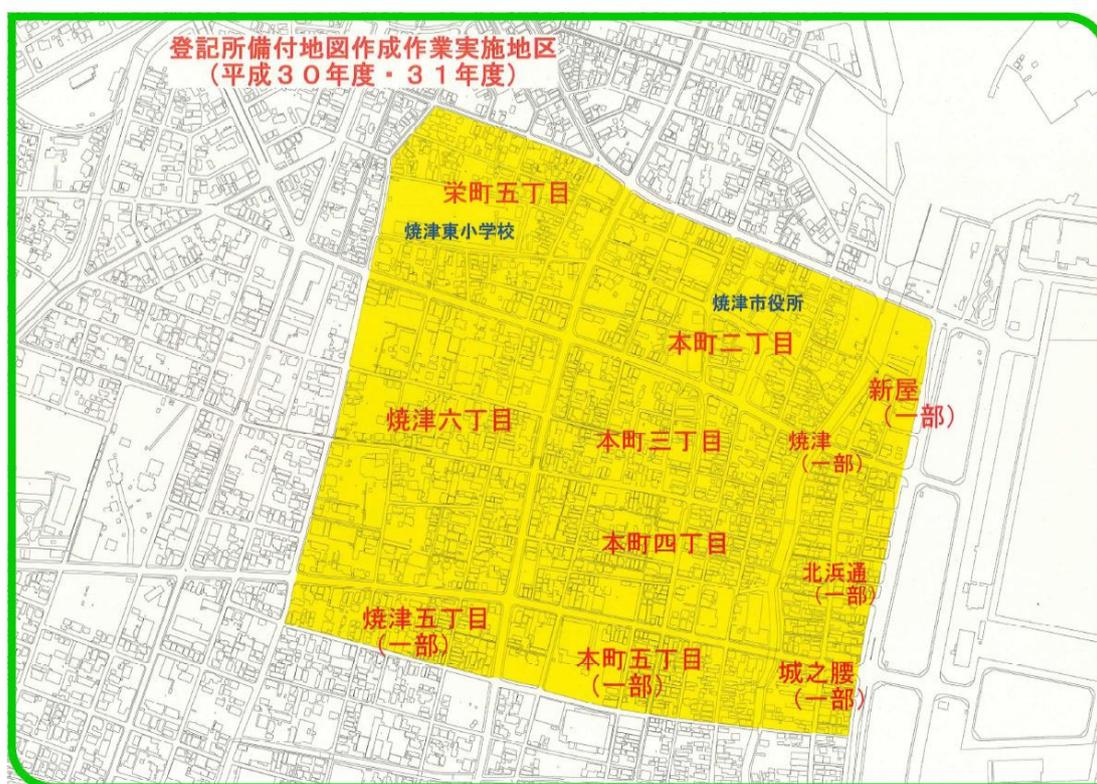
Topics

焼津市において「登記所備付地図作成作業」を実施しております！

公嘱協会では、平成30・31年度登記所備付地図作成作業を静岡地方法務局より受注しました。公益事業の一環として志太地区社員を中心に一丸となって作業に取り組んでおります。

【作業実施地域】

焼津市本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、栄町五丁目、焼津六丁目の全部、
本町五丁目、焼津五丁目、新屋、焼津、北浜通及び城之腰の一部
面積：0.50平方キロメートル
筆数：3,901筆



この地図は国土地理院の基盤地図情報を使用したものです。

◆地図作成にはこんな効果が期待できます◆

- 国家基準点に基づいた精度の高い測量成果により作成された地図によって、土地の位置・区画を特定することができるため、災害等で境界標識が不明確となっても、現地に復元することができ、災害復旧を迅速に行うことができます。
- 土地の位置や筆界が明確となることで、土地の取引が円滑に進み、経済活動が活発になります。
- 道路整備・上下水道工事など公共事業の促進が期待できます。

Topics

公嘱協会公開講座「官民境界の適切な管理と境界(筆界)に関する実務の動向」を開催しました！

令和元年6月26日に、静岡県男女共同参画センターあざれあにて、公開講座「官民境界の適切な管理と境界(筆界)に関する実務の動向」を開催しました。今回の公開講座では、今後の用地部門や、インフラ部門等の事業推進においても不可欠な官民境界の適切な管理をテーマに、第1部では、境界(筆界)理論、官民境界の法律関係、官民境界判定の留意点等について、境界理論の第一人者である元東京法務局長の寶金敏明先生にご講演いただきました。

今日の公開講座のテーマ

「官民境界の適切な管理」

・官民境界の法律関係
・官民境界判定の正確な知識
・実務の動向

インフラ整備
用地取得問題 etc...

・事業の的確な推進の大前提
・事業の効率化においても不可欠

- ☑公共事業の円滑な実施
- ☑災害に強いまちづくり
- ☑災害からの早期復旧・復興への対応

公益社団法人静岡県公共嘱託登記士地家屋調査士協会

講師の紹介

ほうきん としあき
講師 **寶金 敏明** 氏
元東京法務局長
弁護士(東京第一弁護士会所属)



(講師略歴)

法務大臣官房訟務部付検事、東京地方裁判所判事補、法務総合研究所教官・同研修第三部長、法務省訟務局租税訟務課長、東京法務局訟務部長、東京国税不服審判所長、東京法務局長、最高検察庁検事。退官後、内閣府情報公開・個人情報審査会常勤委員、公証人、駿河台大学法科大学院教授、中央大学法科大学院客員教授等を経て現職。

主著に『改訂版 境界の理論と実務』(日本加除出版)、『里道・水路・海浜一長狭物の所有と管理』(ぎょうせい)などがある。

公益社団法人静岡県公共嘱託登記士地家屋調査士協会

第2部では、今回のテーマに沿った当協会事業の紹介、事業の提案等を含め協会業務推進室の活動報告をさせていただきました。

多くの官公署の皆様にご参加いただき、実務に非常に役立つと好評でした。

シーン③

地籍調査の進捗率に伸び悩み
とある市役所の窓口(地籍調査担当
部署ではない)にて



今度、こちらの施設を廃止して市有地の売却を検討しています。
つきましては、用地境界の確定測量の見積りをお願いしたいのですが...

かなり敷地面積がありそうですね...
ちなみにこちらの地域は、地籍調査未着手の都市計画地域内ですね。
測量地も500㎡以上です。
それでしたら、国土調査法19条5項指定の制度を利用してはどうでしょうか？

官公署の皆様からのお悩み事への対応

- ①用地測量の立会補助と地積測量図の作成
- ②認定登記基準点設置
- ③国土調査法第19条5項指定制度の利用

19条5項指定の要件をもう一度整理

- 1.境界に関する測量であること
- 2.国土調査済地域でないこと
- 3.都市計画区域内の面積が500㎡以上であること
- 4.国土調査と同様な測量手法をとること
- 5.登記をして地積測量図を提出すること

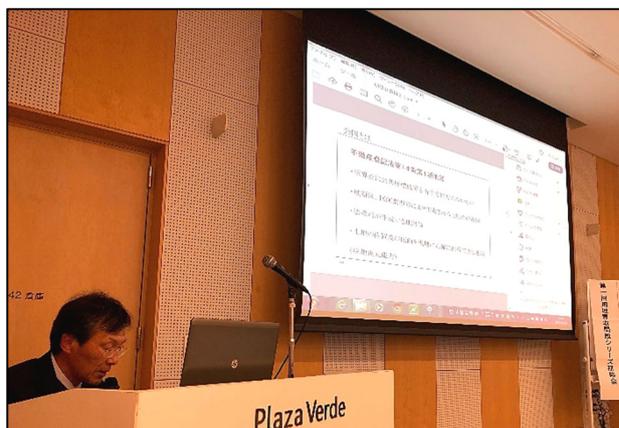
Topics

「第1回用地買収問題シリーズ研修会」を開催しました！

平成31年2月に、東部・中部・西部の3会場において、司法書士協会と共催の「第1回用地買収問題シリーズ研修会」を開催しました。

用地取得における境界問題について、公図の読図という視点から解説いたしました。

ご出席いただいた皆様からは、大変勉強になったというお声もいただきました。



◎「第2回用地買収問題シリーズ研修会」が開催されます

- 東部会場 令和2年2月13日(木)14:00～ 沼津市 プラサヴェルデ
- 西部会場 令和2年2月19日(水)14:00～ 浜松市 アクトシティ浜松 研修交流センター
- 中部会場 令和2年2月26日(水)14:00～ 静岡市 静岡県司法書士会館

Topics

公嘱協会では高校生を対象として「出前授業」に取り組んでいます！



生徒の皆さんは、GNSS測量機を操作し、VRSネットワーク型RTK法によりグラウンドの埋設物を探索しています

公嘱協会では、社会貢献の一環として、高校生を対象に出前授業を行っています。

生徒の皆さんに土地家屋調査士の仕事を知っていただき、卒業後に役立つ知識と技術を身につけてもらえるような授業を行いたいと考えております。

◇出前授業実施校◇

- 静岡県立科学技術高等学校（建築デザイン科）
- 静岡県立浜松工業高等学校（建築科・土木科）
- 静岡県立島田工業高等学校（建築科・都市工学科）
- 静岡県立沼津工業高等学校（土木科）

内閣府公益法人情報誌「公益認定等委員会だより」にて、当協会の活動についてご紹介いただきました。

当協会に内閣府公益認定等委員会の皆様が来訪され、理事長より法人の概要や事業の説明を行い、土地家屋調査士の専門性について意見交換をしました。

委員の法人訪問記②

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

平成28年9月26日に静岡県で開催された公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（関東甲信越静岡ブロック）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び西村委員が「公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」を訪問しました。その様子を紹介します。

今回の訪問では、伊藤理事長をはじめとする皆様から、法人の概要や事業の様子についてお話を伺いました。

不動産の登記（表示に関する登記）を行うことが可能な土地家屋調査士は国家資格が法律で定められています。

現地復元性のある正確な地図は登記所に保管されている地図全体の60%程度（都市部は20%程度）にとどまっているため、その整備を促進しなければならないところ、地図の作成のためには、広範囲において、精微な作業が必要となるため、多数の専門有資格者が組織的に適正迅速に処理する必要があります。

主な活動内容

①狭あい道路拡幅整備事業

緊急車両が通れる道路幅がないと家屋の建替時に建築確認が得られないため、土地所有者が土地の一部を市町村に寄付等を行うこととなります。不動産登記法では、分筆する土地全体の境界確定・求積が求められることから、調査・測量し、土地の境界全てに境界標を設置します。これにより、将来にわたって土地の境界も明確になります。



意見交換の様子



公益社団法人 静岡県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会

国土の基本単位である個々の不動産（土地、建物）調査測量を行い、嘱託登記手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋設すること等により、不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に寄与することを目的として、昭和61年設立し、平成23年に公益社団法人に移行しました。

法人公式ページ
<http://www.shizukyo.jp/>

②地籍調査事業

大規模災害において、被災地の土地の境界や権利関係が明確でないために復旧に支障を来している事例が報告されています。被害の防止・減少と併せて、迅速に復旧活動を行うことが重要であり、土地の権利関係を明確にした被災地の復元のために地図を整備しておく必要があります。

地籍調査に基づく数値地籍図を整備し、土地の境界の位置を地球上の座標値と結びつけて管理します。



国調図根点金属標埋設の様子

③登記基準点設置とGISによる 登記基準点管理事業



測量の基準となる登記基準点を設置し、GISという位置や空間に関する情報を処理して表示する地理情報システムに入力することにより、災害時等に境界を復元できるようにするデータ管理します。

DID基準点(※)等を与点として移動しない構造物に登記基準点を堅固に埋設し、その登記基準点を基に測量して求められる一筆の確定土地の情報をGISに登録することにより、災害時にも境界を復元することが可能となります。

※ DID：人口集中地区（国勢調査を基に判断される。）
基準点：国又は地方公共団体により設置される測量の基準となる測量標

④出前事業

次世代を担う若者（高校生）に技術・知識の普及活動を行い、土地家屋調査士の仕事を学んでもらう体験授業です。

工業高校に向き、土地家屋調査士という職業、日々の仕事の内容を知ってもらうため授業では実務を中心に、土地の境界についての考え方、登記情報等資料の読み方、登記申請に必要な書類の作成などとともに、最新の機器を用いた測量を体験し、得られた数値の意味を学びます。

最新の機器を使って高校生が測量に挑戦します。



出前授業の様子



測量だけではないんです。観測結果をしっかりと考えないと！皆さん、真剣にデータと向き合っています。

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の皆様、快く御対応いただき、ありがとうございました。